

免許等（資格を与えるもの）一覧

根拠となる法律	資格の種類	免許等権者	分類	期限	
麻薬及び向精神薬取締法	麻薬輸入業者	厚生労働大臣	免許	免許の日の翌々年の 12月31日まで	
	麻薬輸出業者				
	麻薬製造業者				
	麻薬製剤業者				
	家庭麻薬製造業者	地方厚生(支)局長			
	麻薬元卸売業者				
	麻薬卸売業者	都道府県知事			
	麻薬小売業者				
	麻薬施用者				
	麻薬管理者				
	麻薬研究者	地方厚生(支)局長			免許の日から5年
	向精神薬輸入業者				
	向精神薬輸出業者				
	向精神薬製造製剤業者				
	向精神薬使用業者	都道府県知事		免許の日から6年	
	向精神薬卸売業者				
	向精神薬小売業者	地方厚生(支)局長		登録	期限なし
	向精神薬試験研究施設設置者 (国の開設する施設)				
向精神薬試験研究施設設置者 (国の開設する施設以外)	都道府県知事				
麻薬等原料輸入業者※1	地方厚生(支)局長	届出			
麻薬等原料輸出業者※1					
特定麻薬等原料製造業者	都道府県知事				
特定麻薬等原料卸小売業者					
大麻取締法	大麻栽培者	都道府県知事	免許	免許の年の 12月31日まで	
	大麻研究者				
覚醒剤取締法	覚醒剤製造業者※2	厚生労働大臣	指定	指定の日の翌年の 12月31日まで	
	覚醒剤施用機関※2 (国の開設するもの)				
	覚醒剤施用機関 (国の開設するもの以外)	都道府県知事			
	覚醒剤研究者				
	覚醒剤原料輸入業者※3	地方厚生(支)局長		指定の日の4年後の 12月31日まで	
	覚醒剤原料輸出業者※3				
	覚醒剤原料製造業者※3	都道府県知事			
	覚醒剤原料取扱者				
覚醒剤原料研究者					
あへん法	けし耕作者	地方厚生(支)局長	許可	許可の日から1年以内 の9月30日まで	
	甲種研究栽培者				
	乙種研究栽培者				

※1 麻薬等原料輸入(輸出)業者業務届出受理証明書の有効期限は届出の日から5年を経過した日の属する年の6月30日まで(H12.12.14 医薬発第1239号)

※2 都道府県知事(麻薬取締部)經由事務

※3 都道府県知事經由事務